

# 指導資料

## 情報教育 第94号



小, 中, 高, 盲・聾・養護学校対象  
平成16年5月発行

### ネット社会における著作権教育

インターネットの急速な広がりによって、生活が豊かになったり、便利になったりする光の部分だけでなく、影の部分も顕在化してきている。その一つに著作権侵害の問題がある。著作物がデジタル化され、インターネット上に公開されると、利用者は自由にコピーして利用できるような誤解を生じやすくなっている。著作権者を侵害するような著作物の利用を行い、訴訟問題にまで発展するケースもある。そのため、これからの情報化社会を担う児童生徒に、他人の権利を侵害したり、自分の権利を侵害されたりすることがないように、著作権について基本的な知識を身に付けさせる必要がある。

そこで、本稿では著作権教育の現状と必要性、著作権指導のポイントや学習指導案例を紹介し、著作権の具体的な指導の仕方について述べる。

#### 1 著作権教育の現状と必要性

##### (1) 著作権教育の現状

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会が平成12年度に実施した「学生（大学生、専門学校生）における違法コ

ピー実態調査」によれば、違法にソフトウェアをコピーしたことがある経験者は、51%であった(全数368人)。このことは、これまで、学校の著作権教育が十分行われていないことも原因の一つとして考えられる。すなわち、指導する教師の著作権に対する意識が低かったり、授業の中で著作権問題をどのように扱えばよいか分からなかったりして、児童生徒に著作権を尊重する意識が、十分に身に付いていないのではないかと思われる。

##### (2) 著作権教育の必要性

インターネット環境下では、データがデジタルとして扱われているため、データをコピーすることが容易である。つまり、インターネットが普及し、他人の著作物を引用することが多くなってきており、著作権については法律の専門家だけでなく、誰もが備えていなければならない最低限の知識となってきた。著作権については、難しい条文を覚えさせるのではなく、情報化社会で生きていくルールの一つとして指導し、児童生徒に著作権を意識させることが大切である。

## 2 著作権指導のポイント

### (1) 発達段階に応じた指導

著作権について指導する際には、小、中、高等学校の校種間接続や、学年の上下といった「縦の視点」を意識した指導を行い、児童生徒の発達段階に応じて、その概念を高めていくことが必要である。

#### ア 小学校段階での指導

小学校では、高学年までにすべての著作物には著作権があることを知り、著作者が作ったものを大切にし、感謝する態度を育成することを目指す必要がある。指導する教科等として、主に社会科や総合的な学習の時間が考えられる。これらの教科等では、Web ページや図書を利用して調べたことをまとめ、発表する際、他人のWeb ページ等から文章をそのまま書き写すケースを見掛けることがある。この場合、苦労して作成した文章等を許諾なしに使用されるとどういう気持ちができるか、具体的に考えさせる。また、他人の著作物をそのまま利用する場合は、引用として利用し、出典を明らかにする指導を行うとよい。そうすることによって、著作物を大切にすることを意識を高めることができる。

#### イ 中学校段階での指導

中学校では、著作権の意味を知り、その権利に気を付けながら必要に応じて著作者の許諾を得ようとする態度を育成することを目指す必要がある。指導する教科等として、特に、技術・家

庭科の技術分野「情報通信ネットワークの利用」が考えられる。Web ページを作成する際、他人の出版物から写真等をスキャナで取り込み使用するケースを見掛けることがある。この場合、「著作権保護の問題に触れるから使用させない」という指導ではなく、コピーの許諾を得ることができることを理解させ、その出版元や撮影者に連絡を取らせる指導を行いたい。このような過程を通して、写真等の著作物の価値や写真を撮るための苦労を知ることができ、著作者及び著作物に対して敬意を払えるようになる。

#### ウ 高等学校段階での指導

高等学校では、著作権等知的財産、つまり、創造的活動により生み出される価値あるものの意味を理解し、保護することができる態度を育成することを目指す必要がある。指導する教科等として、普通教科「情報」の「知的財産権の保護」が考えられる。学習活動例として、本稿4ページに学習指導案を例示するので、参考にしていきたい。

教師及び児童生徒が授業で使用するのであれば、著作物をコピーして利用することは、認められる（著作権法35条）。しかし、児童生徒にとって特に問題になるのは、情報をインターネットで発信する場合である。他人の著作物を利用しようとする際には、必ず著作権者の許諾を得るようにさせ、著作権法に触れることのないよう指導することが必要である。

このような指導の下、電話や電子メールなどで許諾を得る過程を通して、著作権・著作物の利用とは何かを考えることができる。

## (2) 効果的な教材

### ア 「コピーライト・ワールド」Webページの活用

著作権について楽しく学べる教材としてKIDS - CRIC コピーライト・ワールド（社団法人著作権情報センター <http://www.kidscric.com/>）がある。この教材は、児童生徒に身近な著作権の事例を分かりやすく紹介したWebページである。著作権問題についてのアニメーションやクイズ、Q & Aなどを楽しみながら、著作権の基本知識を身に付けることができる。

### イ 「著作権教育5分間の使い方」の活用

日常の活動と著作権を関連させた学校向け指導事例として文化庁著作権課が、「著作権教育5分間の使い方」を作成し、公開している。

この資料は、著作権教育として特別の授業を行うのではなく、普段の授業の学習活動において、著作権の指導ができるように作られたものである。話題提供の問いかけや問題提起の場面である事例が挙げられている。

なお、この資料は文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/>）に公開され

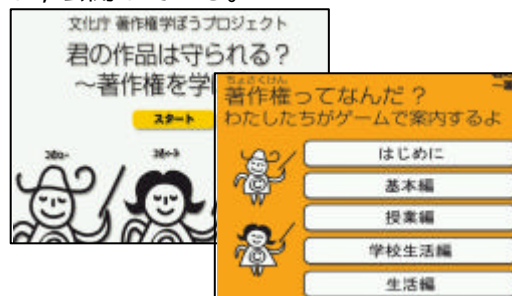
ている。



「著作権教育5分間の使い方」Webページ

### ウ 著作権学習ソフトの活用

著作権について自分で学べるクイズ形式の教材ソフト「君の作品は守られる？～著作権を学ぼう～」を文化庁著作権課が開発し、公開している。



教材ソフトの画面

今回公開されたものは、主に小学生を対象にしている。クイズの内容は、児童の視点にたった身近で分かりやすいものである。著作権の概要と授業編・学校生活編など4編の著作権クイズ計40問から構成されており、児童の興味・関心、学年に応じて選択的に指導することができる。

このソフトは、文化庁ホームページ（前記）の「著作権教育用ソフトウェア」から無償でダウンロードできる。

## 3 著作権の保護について指導する学習指導案例

高等学校の普通教科「情報」における著作権保護についての学習指導案を例示する。

- (1) 主題 情報社会における心構え
- (2) 本時：ネットワークを利用した情報活用 3, 4時間目（全14時間）
- (3) 本時の目標  
著作権など知的財産権の意味を考えさせ、著作権を保護しようとする態度を育てる。

#### (4) 本時の流れ

段 階	学習活動（ 教師， 生徒，・予想される生徒の反応）	指導・評価の留意点 （ <span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"> </span> は、評価を示す）
導 入 (10 分)	<p>総務省「情報通信白書 for Kids」のWeb ページである「著作権の巻」を閲覧させながら、中学校で学んだ著作権の学習を想起させ、対応の仕方を考えさせる。 対応の仕方を想起し、発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著作権侵害なので、すぐ削除する。</li> <li>・ 自分で描いた絵に差し替える。</li> <li>・ 著作者の許諾を得てから、Web に公開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクタでWeb ページ（URL：<a href="http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/chosakuken/01.html">http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/chosakuken/01.html</a>）を投影し、全員一斉に閲覧させる。</li> <li>・ Web ページの閲覧を途中で止め、中学校で学習した対応の仕方を想起させる。</li> </ul>
展 開 (70 分)	<p>学習課題を提示し、様々な条件下での著作権の問題について考えさせる。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>文化祭で入場料を取らずにクラスで展示発表をすることになった。ちょうどよい資料が Web 上にあつたので、印刷して使おうと考えた。また、図鑑や本の写真等をスキャナで取り込み印刷して展示に使おうと考えた。このような場合、著作権の侵害に当たるか。</p> </div> <p>著作権侵害に当たるかどうかを考え、グループで話し合う。</p> <p>いくつかのグループが、話し合った内容を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場料が無料なので著作権の侵害には当たらない。</li> <li>・ 複製になるので、著作権の侵害に当たる。</li> </ul> <p>著作権を侵害しないで、展示発表を行う方法があることを紹介し、著作権の制限に関する条文を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私的使用のための複製</li> <li>引用</li> <li>学校その他の教育機関における複製</li> <li>営利を目的としない上演 など</li> </ul> <p>著作権についての学習を更に深めさせるため、著作権について調べ、著作権クイズを作成させる。</p> <p>インターネット上の情報等も活用して、プレゼンテーションソフトで著作権クイズを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「著作権クイズ」、「著作権Q &amp; A」などをキーワードにして検索しよう。</li> <li>・ 著作権法の 35 条から、必要があると認められる限度において無許可でコピーして利用できる。</li> </ul> <p>作成した著作権クイズを発表する。</p> <p>発表された著作権クイズを分類し、知的財産権の視点からまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権 <ul style="list-style-type: none"> <li>産業財産権（特許権、実用新案、意匠権、商標権）</li> <li>著作権（著作者人格権、著作隣接権、肖像権など）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 か月後の文化祭に関するテーマにより、興味・関心を抱かせる。</li> <li>・ 著作権の侵害に当たるかどうかを判断した根拠を話し合わせ、発表するようにさせる。</li> <li>・ プレゼンテーションソフトを利用して、生徒用パソコンの画面に一斉提示する。</li> <li>・ 著作権法の30条を始め、関係の条文を具体的に説明する。</li> <li>・ インターネット等を利用して著作権について調べさせる。</li> <li>・ 著作権クイズのイメージをもてない生徒には、幾つかの問題を提示し、主体的に取り組めるようにする。</li> <li>・ プレゼンテーションソフトを使ってまとめさせ、アニメーション効果により解答・解説が後から出るように指示する。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>著作権法の意味を知り、著作権法を踏まえた問題や解答を作成することができたか。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループごとに発表させ、生徒同士で、出題・解答をさせる。</li> </ul>
ま と め (20 分)	<p>学習したことを基にして、「ネットワークを利用した情報社会において、今後どのような点に配慮していこうと思うか」というテーマで、400 字程度にまとめさせる。</p> <p>ネットワーク上には有益な情報も多いが、それらを取り扱う上ではルールやマナーを守る必要があることを押さえる。</p>	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ネットワーク社会において著作権に対する配慮の必要性を認識し、実践しようとしているか。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レポートの中で、今後の参考となるものを次時の最初に発表し、本時の復習・次時の導入とする。</li> </ul>

（県立大島高等学校 泊 弘光 教諭による学習指導案を基に作成）

インターネットの世界は誰もが受・発信者になれるすばらしい世界であるが、自己責任を伴う世界である。そのため、著作権保護の問題に関しては的確に判断できる能力を育成する必要がある。また、創作された作品に対し

て尊重する気持ちをもてる指導が大切である。

#### 【参考文献】

岡本 薫 著『インターネット時代の著作権』平成 15 年 1 月  
学研『NEW教育とコンピュータ 3月号』平成 16 年 3 月

（情報教育研修課）